

目 次

第1回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第1回大宜味村議会臨時会会議録（1月10日）	3
第1回大宜味村議会臨時会会議録（1月11日）	7

第1回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和58年1月10日

会期2日間

閉会 昭和58年1月11日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
1月10日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第1号～議案第6号 提案説明
1月11日	火	本会議	午前10時	議案第1号～議案第6号 質疑、討論、採決

第1回大宜味村議会（臨時会）会議録

(第1号) 昭和58年1月10日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和58年1月10日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年1月10日 午後4時03分)

2. 出席議員 (12名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (2名)

7番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 松 島 重 克 君
----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 厚 生 課 長 照 屋 林 克 君
総 務 課 長 崎 山 勝 正 君 書 記 島 田 哲 夫 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 収入役の選任について

日程第4 議案第2号 喜納線改良舗装工事請負契約について

日程第5 議案第3号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

日程第6 議案第4号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第5号 昭和57年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第8 議案第6号 昭和57年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。

よって、昭和58年大宜味村議会第1回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長において、12番前田貞四郎君、1番平良森雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時03分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日から1月11日までの2日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時04分）

再 開（午前10時12分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第1号から日程第8 議案第6号までを一括議題といたします。

順次村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第1号、大宜味村収入役に下記の者を選任したいから、地方自治法第168条第7項の規定によって議会の同意を求める。

住所、大宜味村字喜如嘉749番地、氏名、金城清。昭和11年11月1日生れ、理由といたしましては、現収入役平良繁が一身上の理由により昭和58年1月31日付けで退職する旨の申し出があるため、その補充として事前に議会の同意を求めるということです。

議案第2号について説明いたします。

○ 議長（玉城一昌君） 3番退場。（午前10時13分）

○ 村長（新城繁正君） 本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案をしたわけでございます。

○ 議長（玉城一昌君） 3番入場。（午前10時14分）

○ 村長（新城繁正君） 議案第3号、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,595,884千円とする。

（読み上げて説明に代える。）

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。
議案第4号、老人保健法の成立に伴い国民健康保険法の一部が改正されたので、本村の条例も同様に改正する必要があるこの案を提出する。

なお、担当課から内容につきましては説明いたさせますので、よろしく願いいたします。
議案第5号、歳入歳出補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,018千円を追加し、総額149,803千円と定める。

（読み上げて説明に代える。）

なお、内容につきましては担当係から詳しく説明させますので、よろしく願いいたします。

議案第6号、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,979千円と定める。

（読み上げて説明に代える。）

なお、内容につきましては担当者から詳しく説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時28分）

再 開（午後4時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時03分）

第1回大宜味村議会（臨時会）会議録

(第2号) 昭和58年1月11日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和58年1月11日 午前10時00分)

閉 会 (昭和58年1月11日 午前10時55分)

2. 出席議員 (12名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (2名)

7番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 松 島 重 克 君
----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 厚 生 課 長 照 屋 林 克 君
助 役 仲 村 順 三 君 書 記 島 田 哲 夫 君
総 務 課 長 崎 山 勝 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

日程第1 議案第1号 収入役の選任について
日程第2 議案第2号 喜納線改良舗装工事請負契約について
日程第3 議案第3号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算
日程第4 議案第4号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第5号 昭和57年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
日程第6 議案第6号 昭和57年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

日程第1 議案第1号から日程第6 議案第6号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時18分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第1号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第1号については会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第2号の質疑に入ります。

3番退場。（午前10時19分）

発言を許します。

- 5番（宮城長雄君） 村内には10社の業者がいると聞いていますが、資料からしますと2社しか指名されていませんがその理由はどのようなことですか。

○ 村長（新城繁正君） 村内業者を指名するというのが基本原則でございますが、工事内容や期間を勘案いたしまして村内で対応出来る業者というものと村内の業者では対応出来ないものという判断に立ってすることもございます。今回の場合はそれに対応出来る業者とい

うことで指名をしたわけです。

○ 5番（宮城長雄君） 今の説明によりますと適格社は2社ということになるわけですが、ランク付けをして指名されているわけですか。

○ 村長（新城繁正君） まだ村としては村内の業者のランク付けはやっておりません。

○ 8番（平良蔵健君） 今後の工事について村内業者を育成するためには是非地元優先でなければいけないと思っているわけですが、今後のことについて説明願います。

○ 村長（新城繁正君） 基本的にはそのとおりでございますが、工事の性質等に過去の実績を十分検討しまして、出来るだけ村内の業者が可能な事業につきましては努めて施工してもらいたいと、これは今後十分検討していきたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第2号については会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第3号の質疑に入ります。

発言を許します。

3番入場。（午前10時26分）

○ 10番（崎山喜弘君） 長として老人保健法を導入するということに対して考え方をお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 一般会計補正予算で老人会計へ繰出があります。

この繰出は従来も同じように繰出が行なわれているわけですが、2月1日から施行されます老人保健法の制度の中で特別会計を設けて執行するという制度上のきまりがありますので、実質的には一般会計からの繰出はこれまでも行なわれていたということでございます。

法律に対する考え方ということでございますが、これは福祉国家でございますので当然国でもって福祉行政は進めていくべきだと考えているわけですが、今回法律が成立いたしましたし各自自治体、或いは老人の方々に一部負担ということになっておりますが、これは制度の上でのきまりでございますので、その法律の精神に私は必ずしも賛成しているわけではありません。これから先、運用していく場合に私共の財政力も検討してなるべくお年寄りに負担がかからないような方法を検討していこうではないかと目下話し合いをしている段階であります。

○ 10番（崎山喜弘君） 一般管理費に133千円計上されておりますが、説明によりますと議場の落成式費用ということでしたが、改善センターの場合は大分計上されておりましたが果してこの133千円で賄うことが出来るかどうか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 確かに改善センターの場合はまつりとも兼ねていたわけですが、予算の範囲内でやりたいという考えでございます。

他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第3号については会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第4号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑は終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第4号については会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第5号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第5号については会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第6号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 11番(山川正行君) この予算書を見てもと低所得者層に対する配慮がなされてないわけですが、先程の答弁では検討していきたいということでしたが、次年度あたりから低所得者層に対する予算の配慮は可能かどうか。

○ 村長(新城繁正君) 先程も触れましたが、一部負担になりまして負担能力に個人差が

あろうかと思しますので、そういう事情を担当課で十分掌握させまして、一部の方が極端な負担が強られることのないように、これは十分検討に値いすることだと思っておりますので、担当課に指示いたしまして資料の提出を早く求めて検討をしたいと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第6号については会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時42分）

再 開（午前10時48分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第1号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 収入役の選任について採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第2号の討論に入ります。

3 番退場。（午前10時49分）

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号 喜納線改良舗装工事請負契約について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

3番入場。(午前10時50分)

これより議案第3号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第4号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第5号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号 昭和57年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第6号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号 昭和57年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○ 議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午前10時52分)

再 開 (午前10時54分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字その他の整理について議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字その他の整理については議長に委任することに決しました。

これをもって昭和58年第1回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午前10時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（12番） 前 田 貞四郎

署名議員（1番） 平 良 森 雄